

「令和3年度 公用車リース（軽トラック）」に係る手続開始の公告
条件付一般競争入札（最低価格落札方式）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 7月 7日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和3年度 公用車リース（軽トラック）

※詳細については入札案内書・仕様書を参照すること。

(2) 納入場所

粕屋町役場（粕屋町駕与丁一丁目1番1号）

(3) 納入期限

令和3年11月1日（月）（契約期間は納入日から6年間）

※新型コロナウイルス等の影響により上記期限までに納入が間に合わない場合は相談の上、期間の延長を行います。

(4) 入札方法

① 入札者は、指定の入札書を用い、封筒には入札書を封かん・封印し、入札書提出期限までに提出すること。

② 入札金額は、月額リース料金（税抜）で行うものとする。入札者は、入札案内書で提示する条件に従い、入札書に金額を記載すること。

③ 落札決定にあたっては、上記②の入札価格により落札決定を行うものとする。また、入札書に記載されたリース料金に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。また、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、消費税率改定後の税率により計算するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の税抜価格を入札書に記載すること。

2. 入札参加資格

(1) 入札には、「粕屋町が施行する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱（平成13年粕屋町要綱第2号）」に定めている有資格者名簿の登録を得ている者、かつ福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する者を資格者とします。

(2) 入札参加にあたっては、次の留意事項を注意して、参加してください。

【留意事項】

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 粕屋町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 入札案内書等の配布期間及び場所

配布期間：公告開始日から令和 3 年 7 月 16 日（金）17 時まで

配布場所：粕屋町役場ホームページ（トップページ＞入札・事業者＞入札・契約＞公募＞一般競争入札）

別紙様式第 1 号「入札参加申込書兼受付済書」及び様式第 2 号「誓約書」を郵送の上、入札案内書等をダウンロードすること（入札参加申込書兼受付済書がないと入札参加できません。）。

(2) 入札参加申込期間

(1) の入札案内書等の配布期間と同一とする。

(3) 入札書提出期限

令和 3 年 7 月 27 日（火）17 時まで（郵送必着）

(4) 開札日時及び場所

開札日時：令和 3 年 7 月 28 日（水）9 時から

開札場所：粕屋町役場 1 階 上下水道課

4. その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要（リース契約書を作成する。）

(4) 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係

Tel.092-938-0239（ダイヤルイン）